

兵高教組 学習討議資料
調査情報
 2023年8月9日 6号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

8月7日人事院勧告 定昇含む給与改善3.3% < 年間の物価上昇率3.5%
2年連続引き上げ勧告も、物価上昇に追い付かず

8月7日、人事院は国会と内閣に対して、国家公務員の給与等に関する勧告・報告を行いました。この勧告を受け、高教組は県人事委員会との交渉に臨みます。県の勧告がより良い内容になるよう、2023人事院勧告の中身を注視し、要求を整理して交渉していきましょう。

全ての年代で引き上げ 若年層に重点

止まらない物価上昇と民間企業での春闘の結果を反映し2年連続の引き上げ勧告となりました。人材確保の観点から若年層に重点を置きながらも、再任用職員を含む全ての職員の給料表が改定されることとなったのは厳しい経済情勢が続く中で、私たち労働組合が賃上げの世論を作り出してきた運動の成果です。しかし、物価上昇率3.5%（4月の消費者物価指数）に遠く及ばないことになりありません。

官民較差	民間・・・	407,884円
	公務・・・	404,015円
	官民較差	3,869円 (0.96%)
月例給		
○初任給	・・・高卒：約8%	12,000円のアップ
	大卒：約6%	11,000円のアップ
○再任用を含む全ての号俸	で平均0.96%の改定	

◆ **人事院勧告とは** ◆
 私たち公務員は、労働基本権が制約されており、民間のように争議行為（ストライキ）を構えるような交渉は禁止されています。そのため、国家公務員の賃金や労働条件については、第三者機関である人事院が4月時点の民間と公務の賃金を比較して、「公務員が民間に比べて〇〇円低いから、〇〇円上げなさい」というのが人事院勧告です。地方公務員の場合は、県の人事委員会が同様に調査をして人事委員会勧告を出します。

引き上げ幅の配分 (3,869円の配分)	
月例賃金	3,431円
跳ね返り	438円
※跳ね返り：地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分	
〈実施時期〉 2023年4月1日	

ボーナス(一時金) 0.1月引き上げ

一時金も昨年に続き、民間の支給割合に見合うように0.1月の引き上げ勧告となりました。0.1月分の改善は教諭で言えば平均4万円ほどの賃金改善につながります。今年度の引き上げ分は期末手当と勤勉手当に均等に充当されます。

一時金支給割合	民間：4.49月	公務：4.40月
	官民較差	・ 0.09月
一時金		
民間の支給割合に見合うよう0.1月引き上げ		
現行4：40月 ⇒ 年間4.5月に		
(期末手当・勤勉手当に0.05月分ずつ均等に充当)		

2023年度	12月期	期末1.25月(現行1.20月)
		勤勉1.05月(現行1.00月)
2024年度	6月期	期末1.225月 勤勉1.025月
	12月期	期末1.225月 勤勉1.025月
〈実施時期〉 法律の公布日		

◆ 「期末手当」「勤勉手当」とは ◆
 「期末手当」とは、本人の勤務態度や勤務成績などが、基本的には金額に影響しない手当であり、全員一律に支給される手当を指します。
 一方、「勤勉手当」とは、簡単に言うと、普段の仕事の頑張りを評価されて支給される手当のことで、国家公務員では「人事評価」により差別支給されています。

その他

- (1) **在宅勤務等手当** (月額3,000円)
 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して一箇月あたり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務する場合、光熱・水道費等の負担軽減のため支給。
- (2) **非常勤職員の給与等**
 常勤職員の給与改定にかかる取扱いに準じ、非常勤職員も給与を改定するよう各府省を指導。

人事院勧告で言及されているように「人材確保の観点等を踏まえ」るのであれば、若年層だけではなく、再任用や定年延長者の給料面での処遇改善。更なる中高年齢層の賃金引き上げも喫緊の課題です。

今後、県下でも兵庫県人事委員会に対し、教職員の待遇改善や実質賃金引き上げにつながる勧告を求めるとりくみをすすめ、秋には確定闘争がスタートします。

深刻な教職員不足を解消するためには、教員の待遇改善は待ったなしの課題です。1学期にとりくんだ「物価高騰から生活を守る大幅賃上

げを求める署名」は、全国集計では昨年度より1万筆以上上回る2万9825筆を提出し、賃上げの世論を作り出した成果が今回の勧告に反映されています。

再任用職員や会計年度任用職員の一時金の支給改善や彼らを含む臨時・非常勤教職員の待遇改善、ハラスメントの根絶、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の前進など、教職員が生活の不安なしに働き、子どもたちの教育に専念できる環境を作ることが急務です。待遇改善を求め、様々なとりくみをすすめていきましょう。

今後の流れ

- 8月 人事院勧告
 国家公務員が対象です(※今回のもの)。
 ↓
 - 9月 兵庫県人事委員会交渉
 今回の人事院勧告を元に、地方公務員の勧告が検討されます。数回にわたる交渉で私たちの要求や思いを伝えます。
 ↓
 - 10月 兵庫県人事委員会勧告
 兵庫県の公務員を対象とした勧告が10月上旬～中旬に出ます。
 ↓
 - 10月 県教委交渉(～11月末)
 県人事委員会勧告を元に、兵庫県の職員の給与や労働条件、権利の拡充などについて県教委と組合が交渉します。
 ※署名へのご協力をお願いします！！
 ↓
- 今年度の給与や労働条件等確定へ
みなさんの組合への加入や署名へのご協力が交渉の大きな力になります！！

23確定第1波学習決起集会

- 日時 9月18日(月祝) 13:30～
 場所 神戸市中央区文化センター
- ◇第一部 学習講演
 「2022確定交渉の到達点と2023人勧と今年の課題について(仮)」
 - ◇第二部 行動提起と意見交流、意思統一

まずは、しっかりと学習しましょう！